

大阪市規則第83号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則の一部
を改正する規則

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年大阪市規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(事業範囲等の変更の承認等) 第38条 [略] [2 略] 3 廃棄物再生利用業者は、その再生利用の事業の全部若しくは一部を廃止したとき又は第34条第1項第1号、第3号、第7号若しくは第9号から第12号までに掲げる事項を変更したときは、その旨を記載した届出書を廃止又は変更の日から <u>10日</u> （当該廃棄物再生利用業者が法人である場合で次項の規定により当該届出書に添付しなければならないこととされる書類に当該廃棄物再生利用業者の登記事項証明書が含まれるときにあっては、 <u>30日</u> ）以内に市長に提出しなければならない。 [4 略]	(事業範囲等の変更の承認等) 第38条 [同左] [2 同左] 3 廃棄物再生利用業者は、その再生利用の事業の全部若しくは一部を廃止したとき又は第34条第1項第1号、第3号、第7号若しくは第9号から第12号までに掲げる事項を変更したときは、その旨を記載した届出書を廃止又は変更の日から <u>10日</u> 以内に市長に提出しなければならない。 [4 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

- この規則は、令和3年4月22日から施行する。
- この規則による改正後の大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第38条第3項の規定は、この規則の施行の日以後に同項の規定による届出に係る廃止又は変更をした場合について適用し、同日前にこの規則による改正前の大阪市廃棄物の減量推進及

び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第38条第3項の規定による届出に係る廃止又は変更をした場合については、なお従前の例による。